

Ⅲ. 金融政策決定会合における決定の内容

1. 金融政策運営に関する決定事項等

(平成 25 年 4 月 4 日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 金融市場調節の操作目標を、無担保コールレート（オーバーナイト物）からマネタリーベースに変更すること。
2. 金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約 60～70 兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

3. 対外公表文は別途決定すること。

(25 年 4 月 4 日決定)

「長期国債買入れの拡大および年限長期化」に関する件

(案 件)

1. 長期国債の保有残高が年間約 50 兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行うこと。
2. 長期国債の買入れ対象を 40 年債を含む全ゾーンの国債としたうえで、買入れの平均残存期間を、現状の 3 年弱から国債発行残高の平均並みの 7 年程度に延長すること。
3. 対外公表文は別途決定すること。

(25年4月4日決定)

「ETFおよびJ-REITの買入れの拡大」に関する件

(案 件)

1. ETFおよびJ-REITの保有残高が、それぞれ年間約1兆円、年間約300億円に相当するペースで増加するよう買入れを行うこと。
2. 対外公表文は別途決定すること。

(25年4月4日決定)

「『量的・質的金融緩和』の継続」に関する件

(案 件)

「量的・質的金融緩和」の継続に関し、以下のとおり公表すること。

「量的・質的金融緩和」は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う。

(25年4月4日決定)

「『量的・質的金融緩和』の導入について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおりに対外公表すること。

別 紙

2013年4月4日
日 本 銀 行

「量的・質的金融緩和」の導入について

1. 日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、以下の決定を行った。

(1) 「量的・質的金融緩和」の導入

日本銀行は、消費者物価の前年比上昇率2%の「物価安定の目標」を、2年程度の期間を念頭に置いて、できるだけ早期に実現する^(注1)。このため、マネタリーベースおよび長期国債・ETFの保有額を2年間で2倍に拡大し、長期国債買入れの平均残存期間を2倍以上に延長するなど、量・質ともに次元の違う金融緩和を行う。

① マネタリーベース・コントロールの採用（全員一致）

量的な金融緩和を推進する観点から、金融市場調節の操作目標を、無担保コールレート（オーバーナイト物）からマネタリーベースに変更し、金融市場調節方針を以下のとおりとする。

「マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。」¹

② 長期国債買入れの拡大と年限長期化（全員一致）

イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、長期国債の保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行う²。

また、長期国債の買入れ対象を40年債を含む全ゾーンの国債としたうえで、買入れの平均残存期間を、現状の3年弱³から国債発行残高の平均並みの7年程度⁴に延長する。

③ ETF、J-REITの買入れの拡大（全員一致）

資産価格のプレミアムに働きかける観点から、ETFおよびJ-REITの保有残高が、それぞれ年間約1兆円、年間約300億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う⁵。

④ 「量的・質的金融緩和」の継続^(注1)（賛成8 反対1）^(注2)

「量的・質的金融緩和」は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを

¹ この方針のもとで、マネタリーベース（2012年末実績138兆円）は、2013年末200兆円、2014年末270兆円となる見込み（別紙）。

² 毎月の長期国債のグロスの買入れ額は7兆円強となる見込み。

³ 「資産買入等の基金による長期国債の買入れ」と「金融調節上の必要から行う国債買入れ」を合わせた全体の平均。

⁴ 長期国債買入れの平均残存期間は、金融機関の応札状況によって振れが生じるため、6～8年程度と、幅をもってみる必要がある。

⁵ CP等、社債等については、本年末にそれぞれ2.2兆円、3.2兆円の残高まで買入れたあと、その残高を維持する。なお、CP等、社債等、ETFおよびJ-REITの銘柄別の買入れ限度については、従来通りとする。

安定的に持続するために必要な時点まで継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う。

(2) 「量的・質的金融緩和」に伴う対応

①資産買入等の基金の廃止

資産買入等の基金は廃止する。「金融調節上の必要から行う国債買入れ」は、既存の残高を含め、上記の長期国債の買入れに吸収する。

②銀行券ルールの一時的適用停止

上記の長期国債の買入れは、金融政策目的で行うものであり、財政ファイナンスではない。また、政府は、1月の「共同声明」において、「日本銀行との連携強化にあたり、財政運営に対する信認を確保する観点から、持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する」としている。これらを踏まえ、いわゆる「銀行券ルール」⁶を、「量的・質的金融緩和」の実施に際し、一時停止する。

③市場参加者との対話の強化

上記のような巨額の国債買入れと極めて大規模なマネタリーベースの供給を円滑に行うためには、取引先金融機関の積極的な応札など市場参加者の協力が欠かせない。市場参加者との間で、金融市場調節や市場取引全般に関し、これまで以上に密接な意見交換を行う場を設ける。また、差し当たり、市場の国債の流動性に支障が生じないように、国債補完供給制度（SLF）の要件を緩和する。

(3) 被災地金融機関支援資金供給の延長

被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションおよび被災地企業等にかかる担保要件の緩和措置を1年延長する。

2. わが国経済は下げ止まっており、持ち直しに向かう動きもみられている。先行きは、堅調な国内需要と海外経済の成長率の高まりを背景に、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は足もと小幅のマイナスとなっているが、予想物価上昇率の上昇を示唆する指標がみられる。また、ここ数か月、グローバルな投資家のリスク回避姿勢の後退や国内の政策期待によって、金融資本市場の状況は好転している。

⁶ 「金融調節上の必要から行う国債買入れ」を通じて日本銀行が保有する長期国債の残高について、銀行券発行残高を上限とするという考え方（2001年3月19日決定）。

日本銀行は、1月の「共同声明」において、「物価安定の目標」の早期実現を明確に約束した。今回決定した「量的・質的金融緩和」は、これを裏打ちする施策として、長めの金利や資産価格などを通じた波及ルートに加え、市場や経済主体の期待を抜本的に転換させる効果が期待できる。これらは、実体経済や金融市場に表れ始めた前向きな動きを後押しするとともに、高まりつつある予想物価上昇率を上昇させ、日本経済を、15年近く続いたデフレからの脱却に導くものと考えている。

以 上

(注1) 木内委員より、①「2年程度の期間を念頭に置いて」を削除、②その次に「2年間程度を集中対応期間と位置づけて、『量的・質的金融緩和』を導入する」との一文を追加、③「『量的・質的金融緩和』の継続」の段落を削除するとの議案が提出され、反対多数で否決された(賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員)。

(注2) 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員。反対：木内委員。

(別紙)

マネタリーベースの目標とバランスシートの見通し

(単位：兆円)

	12年末 (実績)	13年末 (見通し)	14年末 (見通し)
--	--------------	---------------	---------------

マネタリーベース	138	200	270
----------	-----	-----	-----

(バランスシート項目の内訳)

長期国債	89	140	190
CP等	2.1	2.2	2.2
社債等	2.9	3.2	3.2
ETF	1.5	2.5	3.5
J-REIT	0.11	0.14	0.17
貸出支援基金	3.3	13	18
その他とも資産計	158	220	290
銀行券	87	88	90
当座預金	47	107	175
その他とも負債・純資産計	158	220	290

(25年4月26日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

別 添

2013年4月26日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

以 上

(25年4月26日決定)

「経済・物価情勢の展望（2013年4月）」の基本的見解を決定する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり決定すること。

別 紙

2013年4月26日

日 本 銀 行

経済・物価情勢の展望（2013年4月）

【基本的見解】¹

1. わが国の経済・物価の中心的な見通し²

(1) 経済情勢

わが国の経済をみると、下げ止まっており、持ち直しに向かう動きもみられている。先行きは、金融緩和や各種経済対策の効果から国内需要が底堅く推移し、海外経済の成長率が次第に高まっていくことなどを背景に、本年央頃には緩やかな回復経路に復していくと考えられる。その後は、2回の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動の影響を受けつつも、生産・所得・支出の好循環が維持されるもとの、基調的には潜在成長率を上回る成長を続けると予想される³。

こうした見通しの背景にある前提は、以下のとおりである。

¹ 4月26日開催の政策委員会・金融政策決定会合で決定されたものである。

² 今回、見通し期間を1年間延長し、2015年度までとした。

³ わが国の潜在成長率を、一定の手法で推計すると、見通し期間平均では「0%台半ば」と計算されるが、見通し期間の終盤にかけて徐々に上昇していくと見込まれる。ただし、潜在成長率は、推計手法や今後蓄積されていくデータにも左右される性格のものであるため、相当幅をもってみる必要がある。

第1に、海外経済は、国際金融資本市場が総じて落ち着いて推移するとの前提のもとで、米国や中国などを中心に、緩やかながらも次第に成長率を高めていくと考えられる。こうした海外情勢に加えて、為替相場の円安方向の動きにも支えられ、わが国の輸出は増加していくと見込まれる。

第2に、日本銀行が「量的・質的金融緩和」を着実に推進していく中、金融環境の緩和度合いは一段と強まっていくと考えられる。すなわち、「量的・質的金融緩和」は、長めの金利や資産価格などを通じた波及ルートに加え、期待の転換を通じて予想物価上昇率を上昇させ、実質金利を低下させる効果が期待できる。これらが民間需要を刺激する効果は、景気の改善につれて強まっていくと考えられる。

第3に、公共投資は、各種経済対策や復興関連予算の増額などから、当面、高水準で増加を続けるとみられる。

第4に、政府による規制・制度改革や企業による内外の潜在需要の掘り起こしなどの取り組みが徐々に進展し、企業や家計の中長期的な成長期待は、緩やかに高まっていくと想定している。

以上を前提に、先行きの景気展開を展望すると、2013年度は、公共投資と輸出の増加を起点とした生産・所得・支出の好循環が働き始めるとみられる。すなわち、設備投資は、企業収益の改善や金融緩和効果を背景に、防災・エネルギー関連投資や老朽化設備の更新需要などもあって、緩やかな増加基調をたどると予想される。個人消費は、家計のマインド改善や高齢者の高い消費意欲に加えて、雇用者所得の改善も徐々に後押しとして作用していくことから、底堅さを増していくとみられる。こうしたもとで、日本経済は、本年央頃には緩やかな回復経路に復していくとみられる。その後、2013年度下期には、消費税率引き上げ前の駆け込み需要が相応の規模で発生すると予想されることから、年度全体の成長率はかなり高めにな

ると考えられる。2014年度から2015年度にかけては、消費税率引き上げによる振れの影響を受けつつも、輸出の増加や金融緩和効果に支えられた国内民間需要の前向きな動きが続き、基調的には潜在成長率を上回る成長が見込まれる⁴。2014年度までの見通しを、1月の中間評価時点と比べると、成長率は、「量的・質的金融緩和」の導入、金融資本市場の状況の好転、公共投資の増額などにより、上振れて推移すると見込まれる。

(2) 物価情勢

消費者物価（除く生鮮食品、以下同じ）の前年比は、このところゼロ%ないし小幅のマイナスが続いている。

先行きの物価上昇率を規定する要因を点検すると、第1に、マクロ的な需給バランスは、緩やかな改善傾向をたどり、見通し期間後半にかけて需要超過幅を拡大させていくと予想される。この間、労働需給の引き締まり傾向は明確となり、名目賃金にも次第に上昇圧力がかかっていると見込まれる。第2に、中長期的な予想物価上昇率については、足もと上昇を示唆する指標がみられる。先行きも、「量的・質的金融緩和」のもとで上昇傾向をたどり、「物価安定の目標」である2%程度に向けて次第に収斂していくと考えられる。第3に、輸入物価については、為替相場の動きが当面の上昇要因として働くうえ、国際商品市況が世界経済の成長に沿って緩やかな上昇基調をたどるとの想定のもと、見通し期間中、上昇を続けると見込まれる。

以上を前提に、消費税率引き上げの直接的な影響を除いて物価情勢の先

⁴ 消費税率の引き上げは、主として税率の引き上げ前後の駆け込み需要の発生とその反動（異時点間の代替効果）を通じて、経済に影響を及ぼすと考えられる。年度毎の成長率に及ぼす影響を定量的に試算すると、2013年度+0.3%ポイント程度、2014年度-0.7%ポイント程度、2015年度+0.2%ポイント程度となる。ただし、これらは、その時々所得環境や物価動向にも左右されるなど不確実性が大きく、相当な幅をもつてみる必要がある。

行きを展望すると⁵、消費者物価の前年比は、マクロ的な需給バランスの改善や中長期的な予想物価上昇率の高まりなどを反映して上昇傾向をたどり、見通し期間の後半にかけて、「物価安定の目標」である2%程度に達する可能性が高いとみている。今回の2014年度までの消費者物価の見通しを、1月の中間評価時点と比較すると、上振れしている。

2. 上振れ要因・下振れ要因

(1) 経済情勢

上記の中心的な経済の見通しに対する上振れ、下振れ要因としては、第1に、国際金融資本市場の動向が挙げられる。欧州債務問題が国際金融資本市場の動揺と世界経済の大きな下振れにつながるテイル・リスクは後退しているが、欧州情勢を巡ってはなお不透明感が強く、今後の市場の展開を含め引き続き注意していく必要がある。

第2に、海外経済の動向に関する不確実性がある。米国については、バランスシート調整の進捗や住宅市場等における金融緩和効果の強まり、新型エネルギーの好影響などを背景に景気が上振れる可能性がある一方、財政問題などから下振れる可能性もある。また、緊縮財政の影響が続く欧州や、持続可能な成長経路との対比で過剰設備を抱えているとみられる中国では、成長率の高まる時期が想定よりも遅れる可能性がある。海外経済の成長率が想定通り高まったとしても、世界的な設備投資の回復が相対的に遅れる場合には、わが国の輸出や鉱工業生産は、資本財・部品のウエイトが高いだけに、十分な恩恵を受けられない可能性もある。

第3に、企業や家計の中長期的な成長期待は、規制・制度改革等の今後

⁵ 2回の消費税率引き上げが物価に及ぼす影響について、税率の引き上げ分が現行の課税品目すべてにフル転嫁されると仮定して機械的に試算すると、2014年度の消費者物価は2.0%ポイント、2015年度下期の消費者物価は1.3%ポイント（2015年度全体では0.7%ポイント）押し上げられる。

の展開次第によって、上下双方向に変化する可能性がある。

第4に、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動の規模は、その時々の実質所得や物価の動向によって大きく変化し得る。

第5に、財政の中長期的な持続可能性に対する信認が低下するような場合には、人々の将来不安の強まりや経済実態から乖離した長期金利の上昇などを通じて、経済の下振れにつながる惧れがある。一方、財政再建の道筋が明らかになり、人々の将来不安が軽減されれば、経済が上振れる可能性もある。

(2) 物価情勢

物価に固有の上振れ、下振れ要因としては、第1に、企業や家計の中長期的な予想物価上昇率の動向について不確実性が高い。企業や家計の予想物価上昇率が過去の緩やかな物価下落を反映するかたちで形成され、これがなかなか高まらない可能性がある一方、期待の転換により予想物価上昇率が比較的早期に上昇する可能性もある。

第2に、マクロ的な需給バランスに対する物価の感応度についても不確実性がある。企業が、厳しい競争環境が続く中でも、需給バランスの引き締め度合いに応じて価格や賃金を引き上げていくかどうか注意が必要である。

第3に、国際商品市況や為替相場の変動などに伴う輸入物価の動向や、その国内価格への転嫁の状況については不確実性が高い。

3. 金融政策運営

以上の経済・物価情勢について、「物価安定の目標」を念頭に置いたうえで、2つの「柱」による点検を行い、先行きの金融政策運営の考え方を整理する。

まず、第1の柱、すなわち中心的な見通しについて点検すると、見通し

期間の後半にかけて、日本経済は、2%程度の物価上昇率が実現し、持続的成長経路に復する可能性が高いと判断される。

次に、第2の柱、すなわち金融政策運営の観点から重視すべきリスクについて点検すると、中心的な経済の見通しについては、海外経済の動向など不確実性は大きいものの、リスクは上下にバランスしていると評価できる。物価の中心的な見通しについても、中長期的な予想物価上昇率の動向を巡って不確実性は大きいものの、リスクは上下に概ねバランスしていると考えられる。より長期的な視点から金融面の不均衡について点検すると、現時点では、資産市場や金融機関行動において過度な期待の強気化を示す動きは観察されない。もともと、政府債務残高が累増する中で、金融機関の国債保有残高は高水準である点には留意する必要がある⁶。

先行きの金融政策運営については、日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する⁷。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う。

このような金融政策運営は、実体経済や金融市場に表れ始めた前向きな動きを後押しするとともに、高まりつつある予想物価上昇率を上昇させ、日本経済を、15年近く続いたデフレからの脱却に導くものと考えている。

以 上

⁶ 詳しくは「金融システムレポート」（日本銀行2013年4月）を参照。

⁷ 日本銀行は、「量的・質的金融緩和」の実施に当たり、市場から大量の長期国債を買入れることとなるが、これは、金融政策目的で行うものであり、財政ファイナンスではない。日本銀行としては、政府が、1月の「共同声明」の趣旨に沿って、持続可能な財政構造を確立するための取り組みを着実に推進することを強く期待している。

(参考)

▽2012～2015 年度の政策委員の大勢見通し

——対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	消費者物価指数 (除く生鮮食品)	消費税率引き上げの 影響を除くケース
2012 年度	+1.0～+1.0 <+1.0>	-0.2	/
1月時点の見通し	+1.0～+1.1 <+1.0>	-0.2～-0.1 <-0.2>	
2013 年度	+2.4～+3.0 <+2.9>	+0.4～+0.8 <+0.7>	
1月時点の見通し	+1.9～+2.5 <+2.3>	+0.3～+0.6 <+0.4>	
2014 年度	+1.0～+1.5 <+1.4>	+2.7～+3.6 <+3.4>	+0.7～+1.6 <+1.4>
1月時点の見通し	+0.6～+1.0 <+0.8>	+2.5～+3.0 <+2.9>	+0.5～+1.0 <+0.9>
2015 年度	+1.4～+1.9 <+1.6>	+1.6～+2.9 <+2.6>	+0.9～+2.2 <+1.9>

(注1) 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注2) 各政策委員は、既に決定した政策を前提として、また先行きの政策運営については市場の織り込みを参考にして、上記の見通しを作成している。

(注3) 今回の見通しでは、消費税率が2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げられることを織り込んでいるが、各政策委員は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いた消費者物価の見通し計数を作成している。

(注4) 消費税率引き上げの直接的な影響を含む2014年度と2015年度の消費者物価の見通しは、税率引き上げが現行の課税品目すべてにフル転嫁されることを前提に、物価の押し上げ寄与を機械的に計算したうえで(2014年度：+2.0%ポイント、2015年度：+0.7%ポイント)、これを上記の政策委員の見通しに足し上げたものである。

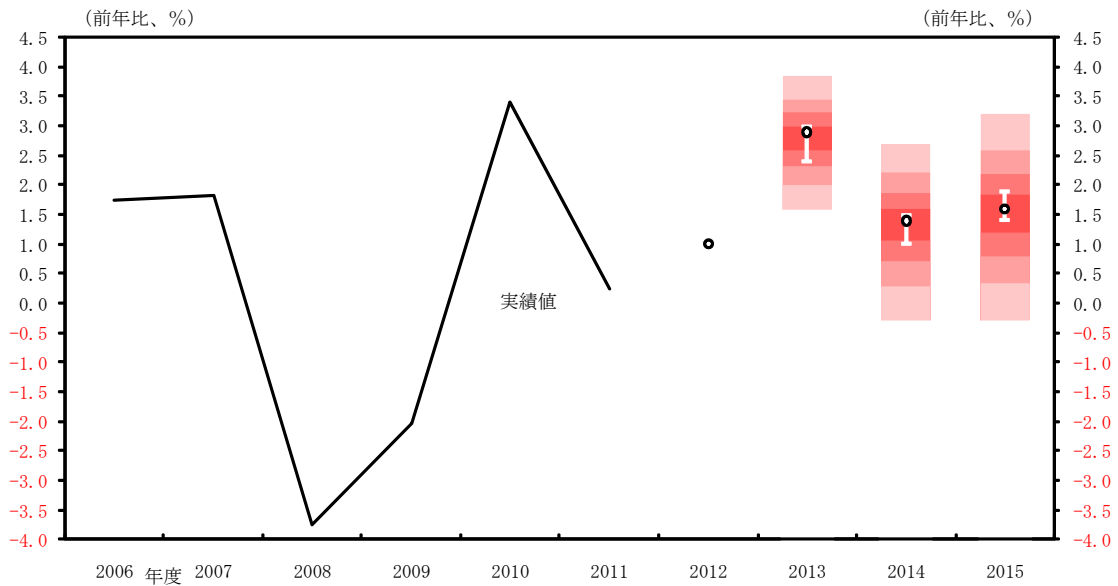
(注5) 政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

——対前年度比、%。

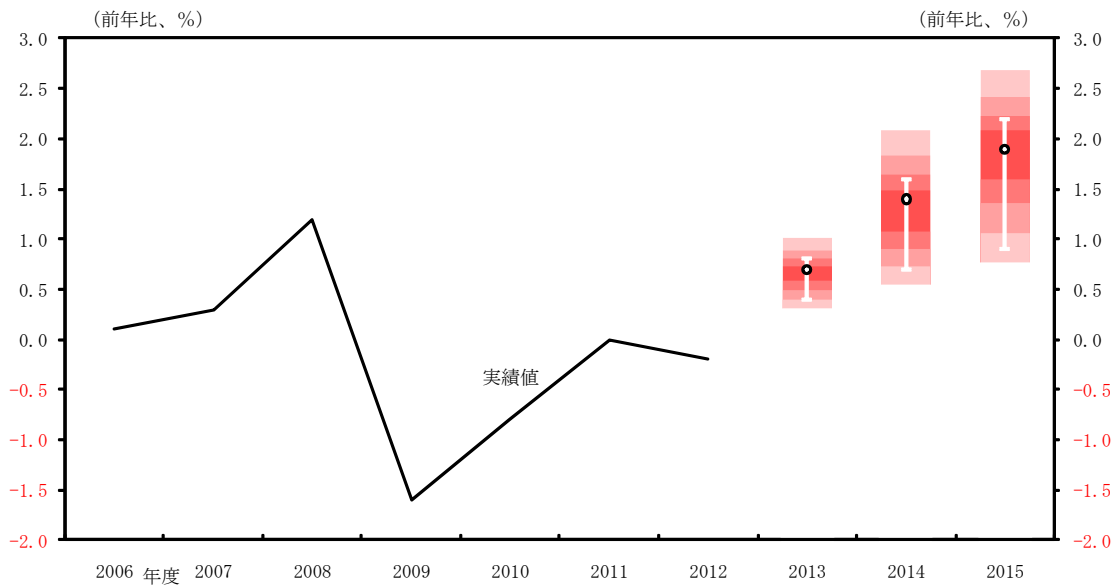
	実質GDP	消費者物価指数 (除く生鮮食品)	消費税率引き上げの 影響を除くケース
2012 年度	+1.0～+1.1	-0.2	/
1月時点の見通し	+0.9～+1.1	-0.2～-0.1	
2013 年度	+2.1～+3.1	+0.4～+1.0	
1月時点の見通し	+1.8～+2.5	+0.1～+0.7	
2014 年度	+0.6～+1.7	+2.6～+3.7	+0.6～+1.7
1月時点の見通し	+0.2～+1.3	+2.4～+3.0	+0.4～+1.0
2015 年度	+1.3～+2.1	+1.5～+3.0	+0.8～+2.3

▽政策委員の見通し分布チャート

(1) 実質GDP



(2) 消費者物価指数 (除く生鮮食品)



(注1) 上記の見通し分布は、各政策委員の示した確率分布の集計値（リスク・バランス・チャート）について、①上位10%と下位10%を控除したうえで、②下記の分類に従って色分けしたものである。なお、リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

上位40%～下位40%	上位30%～40% 下位30%～40%	上位20%～30% 下位20%～30%	上位10%～20% 下位10%～20%
-------------	------------------------	------------------------	------------------------

(注2) 棒グラフ内の○は政策委員の見通しの中央値を表す。また、縦線は政策委員の大勢見通しを表す。

(注3) 消費者物価指数 (除く生鮮食品) は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベース。

(25年5月22日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(25年5月22日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2013年5月22日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 資産の買入れについては、以下の方針を継続する。

- ① 長期国債について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加し、平均残存期間が7年程度となるよう買入れを行う。

② E T F および J - R E I T について、保有残高が、それぞれ年間約 1 兆円、年間約 3 0 0 億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

③ C P 等、社債等について、本年末にそれぞれ 2.2 兆円、3.2 兆円の残高まで買入れたあと、その残高を維持する。

3. わが国の景気は、持ち直しつつある。輸出は、海外経済が昨年来の減速した状態から徐々に持ち直しに向かうもとで、下げ止まっている。設備投資は、非製造業が引き続き底堅く推移するなか、全体としても下げ止まりつつある。公共投資は増加を続けており、住宅投資も持ち直し傾向にある。個人消費は、消費者マインドが改善するもとで、底堅さを増している。以上の内外需要を反映して、鉱工業生産は下げ止まっており、持ち直しに向かう動きが明確になりつつある。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、前年のエネルギー関連や耐久消費財の動きの反動から、マイナスとなっている。予想物価上昇率については、上昇を示唆する指標がみられる。

4. 先行きのわが国経済については、金融緩和や各種経済対策の効果から国内需要が底堅く推移し、海外経済の成長率が次第に高まっていくことなどを背景に、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。消費者物価の前年比は、当面、マイナス幅を縮小したあと、次第にプラスに転じていくとみられる。

5. リスク要因をみると、欧州債務問題の今後の展開、米国経済や新興国・資源国経済の成長力など、日本経済を巡る不確実性は引き続き大きい。

6. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う^(注)。

このような金融政策運営は、実体経済や金融市場における前向きな動きを後押しするとともに、予想物価上昇率を上昇させ、日本経済を、15年近く続いたデフレからの脱却に導くものと考えている。

以 上

^(注) 木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、「量的・質的金融緩和」を2年間程度の集中対応措置と位置付けるとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員）。

(25年6月11日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(25年6月11日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2013年6月11日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 資産の買入れについては、以下の方針を継続する。

- ① 長期国債について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加し、平均残存期間が7年程度となるよう買入れを行う。

② E T F および J - R E I T について、保有残高が、それぞれ年間約 1 兆円、年間約 3 0 0 億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

③ C P 等、社債等について、本年末にそれぞれ 2. 2 兆円、3. 2 兆円の残高まで買入れたあと、その残高を維持する。

3. わが国の景気は、持ち直している。海外経済は、引き続き製造業部門に緩慢な動きもみられているが、全体としては徐々に持ち直しに向かっている。そうしたもとで、輸出は持ち直しつつある。設備投資は、非製造業が引き続き底堅く推移するなか、全体としても下げ止まりつつある。公共投資は増加を続けており、住宅投資も持ち直し傾向にある。個人消費は、消費者マインドが改善するもとで、引き続き底堅く推移している。以上の内外需要を反映して、鉱工業生産は持ち直している。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、前年のエネルギー関連や耐久消費財の動きの反動から、マイナスとなっている。予想物価上昇率については、上昇を示唆する指標がみられる。

4. 先行きのわが国経済については、金融緩和や各種経済対策の効果もあって国内需要が底堅さを増し、海外経済の成長率が緩やかながらも次第に高まっていくことなどを背景に、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。消費者物価の前年比は、次第にプラスに転じていくとみられる。

5. リスク要因をみると、欧州債務問題の今後の展開、米国経済や新興国・資源国経済の成長力など、日本経済を巡る不確実性は引き続き大きい。

6. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う^(注)。

このような金融政策運営は、実体経済や金融市場における前向きな動きを後押しするとともに、予想物価上昇率を上昇させ、日本経済を、15年近く続いたデフレからの脱却に導くものと考えている。

以 上

^(注) 木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、「量的・質的金融緩和」を2年間程度の集中対応措置と位置付けるとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員）。

(25年6月11日承認)

2013年7月から2014年6月の金融政策決定会合の開催予定日等に関する件

(案 件)

2013年7月から2014年6月の金融政策決定会合の開催予定日等を、別紙のとおりとすること。

別 紙
2013年6月11日
日 本 銀 行

金融政策決定会合等の日程（2013年7月～2014年6月）

	会合開催	議事要旨公表	経済・物価情勢の 展望(基本的見解) 公表	(参考) 金融経済月報 公表
2013年7月	10日<水>・11日<木>	8月13日<火>	—	12日<金>
8月	7日<水>・8日<木>	9月10日<火>	—	9日<金>
9月	4日<水>・5日<木>	10月9日<水>	—	6日<金>
10月	3日<木>・4日<金> 31日<木>	11月6日<水> 11月26日<火>	— 31日<木>	7日<月> —
11月	20日<水>・21日<木>	12月26日<木>	—	22日<金>
12月	19日<木>・20日<金>	1月27日<月>	—	24日<火>
2014年1月	21日<火>・22日<水>	2月21日<金>	—	23日<木>
2月	17日<月>・18日<火>	3月14日<金>	—	19日<水>
3月	10日<月>・11日<火>	4月11日<金>	—	12日<水>
4月	7日<月>・8日<火> 30日<水>	5月7日<水> 5月26日<月>	— 30日<水>	9日<水> —
5月	20日<火>・21日<水>	6月18日<水>	—	22日<木>
6月	12日<木>・13日<金>	未 定	—	16日<月>

(注) 各公表資料の公表時間は原則として以下のとおり。

議事要旨 : 8時50分

経済・物価情勢の展望(基本的見解) : 15時

経済・物価情勢の展望(背景説明を含む全文) : 翌営業日の14時

金融経済月報 : 14時(「概要」の英訳は14時、全文の英訳は翌営業日の16時30分)

(25年7月11日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(25年7月11日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2013年7月11日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 資産の買入れについては、以下の方針を継続する。

- ① 長期国債について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加し、平均残存期間が7年程度となるよう買入れを行う。

② E T F および J - R E I T について、保有残高が、それぞれ年間約 1 兆円、年間約 3 0 0 億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

③ C P 等、社債等について、本年末にそれぞれ 2. 2 兆円、3. 2 兆円の残高まで買入れたあと、その残高を維持する。

3. わが国の景気は、緩やかに回復しつつある。海外経済は、引き続き製造業部門に緩慢な動きもみられているが、全体としては徐々に持ち直しに向かっている。そうしたもとの、輸出は持ち直している。設備投資は、企業収益が改善するなかで下げ止まっており、持ち直しに向かう動きもみられている。公共投資は増加を続けており、住宅投資も持ち直しが明確になっている。個人消費は、消費者マインドが改善するもとの、引き続き底堅く推移している。以上の内外需要を反映して、鉱工業生産は緩やかに増加している。企業の業況感は改善している。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、足もとではゼロ%となっている。予想物価上昇率については、上昇を示唆する指標がみられる。

4. 先行きのわが国経済については、国内需要の底堅さと海外経済の持ち直しを背景に、緩やかに回復していくと考えられる。消費者物価の前年比は、プラスに転じていくとみられる。

5. 4月の「展望レポート」で示した見通しと比べると、成長率、消費者物価ともに、概ね見通しに沿って推移すると見込まれる。

6. リスク要因をみると、欧州債務問題の今後の展開、新興国・資源国経済の動向、米国経済の回復ペースなど、日本経済を巡る不確実性は引き続き大きい。

7. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う^(注)。

このような金融政策運営は、実体経済や金融市場における前向きな動きを後押しするとともに、予想物価上昇率を上昇させ、日本経済を、15年近く続いたデフレからの脱却に導くものと考えている。

以 上

(注) 木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、「量的・質的金融緩和」を2年間程度の集中対応措置と位置付けるとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員）。

(参考1)

▽2013～2015 年度の政策委員の大勢見通し

——対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	消費者物価指数 (除く生鮮食品)	消費税率引き上げの 影響を除くケース
2013 年度	+2.5～+3.0 <+2.8>	+0.5～+0.8 <+0.6>	/
4月時点の見通し	+2.4～+3.0 <+2.9>	+0.4～+0.8 <+0.7>	
2014 年度	+0.8～+1.5 <+1.3>	+2.7～+3.6 <+3.3>	+0.7～+1.6 <+1.3>
4月時点の見通し	+1.0～+1.5 <+1.4>	+2.7～+3.6 <+3.4>	+0.7～+1.6 <+1.4>
2015 年度	+1.3～+1.9 <+1.5>	+1.6～+2.9 <+2.6>	+0.9～+2.2 <+1.9>
4月時点の見通し	+1.4～+1.9 <+1.6>	+1.6～+2.9 <+2.6>	+0.9～+2.2 <+1.9>

(注1) 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注2) 各政策委員は、既に決定した政策を前提として、また先行きの政策運営については市場の織り込みを参考にして、上記の見通しを作成している。

(注3) 今回の見通しでは、消費税率が2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げられることを織り込んでいるが、各政策委員は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いた消費者物価の見通し計数を作成している。

(注4) 消費税率引き上げの直接的な影響を含む2014年度と2015年度の消費者物価の見通しは、税率引き上げが現行の課税品目すべてにフル転嫁されることを前提に、物価の押し上げ寄与を機械的に計算したうえで(2014年度: +2.0%ポイント、2015年度: +0.7%ポイント)、これを上記の政策委員の見通しに足し上げたものである。

(注5) 政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

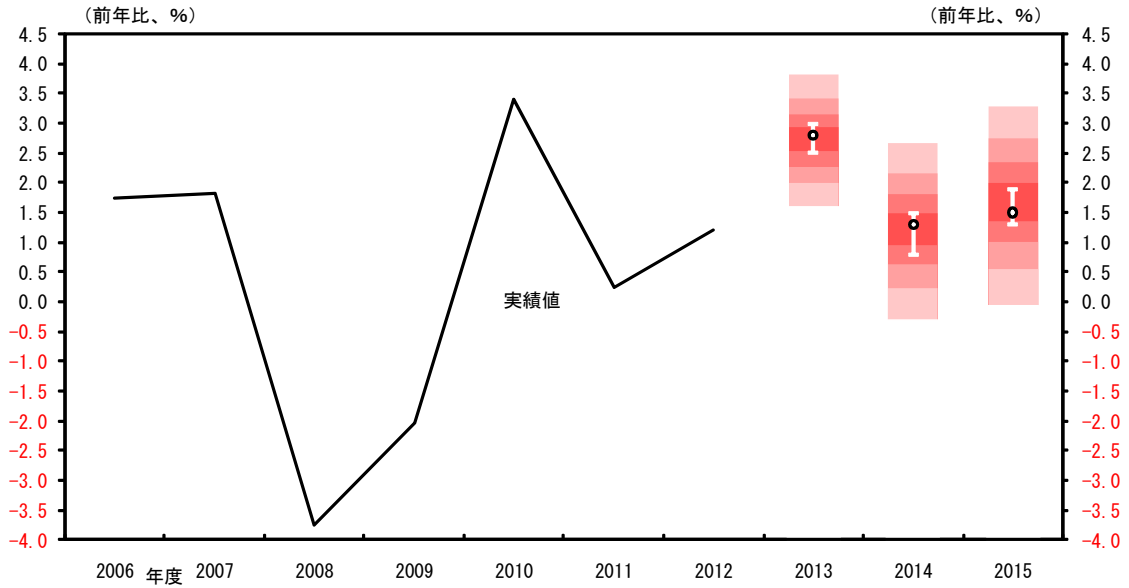
——対前年度比、%。

	実質GDP	消費者物価指数 (除く生鮮食品)	消費税率引き上げの 影響を除くケース
2013 年度	+2.3～+3.0	+0.4～+1.0	/
4月時点の見通し	+2.1～+3.1	+0.4～+1.0	
2014 年度	+0.4～+1.5	+2.6～+3.7	+0.6～+1.7
4月時点の見通し	+0.6～+1.7	+2.6～+3.7	+0.6～+1.7
2015 年度	+1.2～+2.1	+1.4～+3.0	+0.7～+2.3
4月時点の見通し	+1.3～+2.1	+1.5～+3.0	+0.8～+2.3

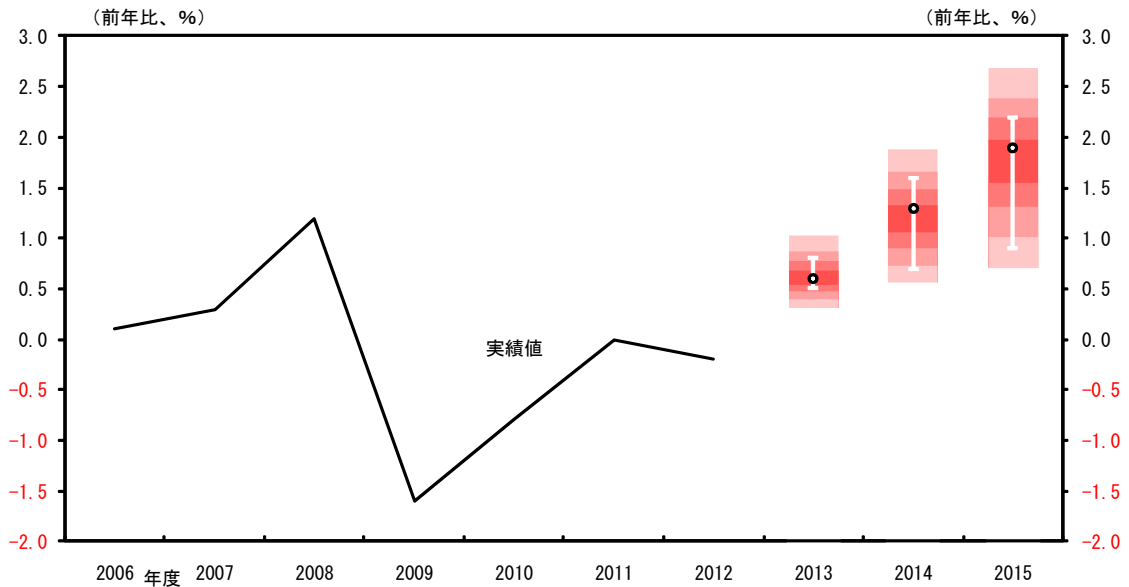
(参考2)

▽政策委員の見通し分布チャート

(1) 実質GDP



(2) 消費者物価指数 (除く生鮮食品)



(注1) 上記の見通し分布は、各政策委員の示した確率分布の集計値 (リスク・バランス・チャート) について、①上位10%と下位10%を控除したうえで、②下記の分類に従って色分けしたもの。なお、リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

上位40%~下位40%	上位30%~40% 下位30%~40%	上位20%~30% 下位20%~30%	上位10%~20% 下位10%~20%
-------------	------------------------	------------------------	------------------------

(注2) 棒グラフ内の○は政策委員の見通しの中央値を表す。また、縦線は政策委員の大勢見通しを表す。

(注3) 消費者物価指数 (除く生鮮食品) は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベース。

(25年8月8日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(25年8月8日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2013年8月8日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 資産の買入れについては、以下の方針を継続する。

- ① 長期国債について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加し、平均残存期間が7年程度となるよう買入れを行う。

② E T F および J - R E I T について、保有残高が、それぞれ年間約 1 兆円、年間約 3 0 0 億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

③ C P 等、社債等について、本年末にそれぞれ 2. 2 兆円、3. 2 兆円の残高まで買入れたあと、その残高を維持する。

3. わが国の景気は、緩やかに回復しつつある。海外経済は、一部に緩慢な動きもみられているが、全体としては徐々に持ち直しに向かっている。そうしたもとで、輸出は持ち直している。設備投資は、企業収益が改善するなかで下げ止まっており、持ち直しに向かう動きもみられている。公共投資は増加を続けており、住宅投資も持ち直しが明確になっている。個人消費は、消費者マインドが改善するもとで、引き続き底堅く推移している。以上の内外需要を反映して、鉱工業生産は緩やかに増加している。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、プラスに転じている。予想物価上昇率は、全体として上昇しているとみられる。

4. 先行きのわが国経済については、国内需要の底堅さと海外経済の持ち直しを背景に、緩やかに回復していくと考えられる。消費者物価の前年比は、プラス幅を次第に拡大していくとみられる。

5. リスク要因をみると、欧州債務問題の今後の展開、新興国・資源国経済の動向、米国経済の回復ペースなど、日本経済を巡る不確実性は引き続き大きい。

6. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う^(注)。

このような金融政策運営は、実体経済や金融市場における前向きな動きを後押しするとともに、予想物価上昇率を上昇させ、日本経済を、15年近く続いたデフレからの脱却に導くものと考えている。

以 上

^(注) 木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、「量的・質的金融緩和」を2年間程度の集中対応措置と位置付けるとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員）。

(25年9月5日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(25年9月5日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2013年9月5日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 資産の買入れについては、以下の方針を継続する。

- ① 長期国債について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加し、平均残存期間が7年程度となるよう買入れを行う。

② E T F および J - R E I T について、保有残高が、それぞれ年間約 1 兆円、年間約 3 0 0 億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

③ C P 等、社債等について、本年末にそれぞれ 2. 2 兆円、3. 2 兆円の残高まで買入れたあと、その残高を維持する。

3. わが国の景気は、緩やかに回復している。海外経済は、一部に緩慢な動きもみられているが、全体としては徐々に持ち直しに向かっている。そうしたもとで、輸出は持ち直し傾向にある。設備投資は、企業収益が改善するなかで、持ち直しつつある。公共投資は増加を続けており、住宅投資も持ち直しが明確になっている。個人消費は、雇用・所得環境に改善の動きがみられるなかで、引き続き底堅く推移している。以上の内外需要を反映して、鉱工業生産は緩やかに増加している。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、0%台後半となっている。予想物価上昇率は、全体として上昇しているとみられる。

4. 先行きのわが国経済については、緩やかな回復を続けていくとみられる。消費者物価の前年比は、プラス幅を次第に拡大していくとみられる。

5. リスク要因をみると、欧州債務問題の今後の展開、新興国・資源国経済の動向、米国経済の回復ペースなど、日本経済を巡る不確実性は引き続き大きい。

6. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う^(注)。

このような金融政策運営は、実体経済や金融市場における前向きな動きを後押しするとともに、予想物価上昇率を上昇させ、日本経済を、15年近く続いたデフレからの脱却に導くものと考えている。

以 上

^(注) 木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、「量的・質的金融緩和」を2年間程度の集中対応措置と位置付けるとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員）。

2. 金融政策手段に係る事項の決定又は変更

(1) 量的・質的金融緩和の導入に伴う関連基本要領の制定および廃止等に関する件（平成25年4月4日決定）

量的・質的金融緩和の導入に伴う関連基本要領の制定および廃止等に関する件

(案 件)

量的・質的金融緩和の導入に伴い、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」を別紙1. のとおり制定すること。
2. 「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入における買入対象先選定基本要領」を別紙2. のとおり制定すること。
3. 「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」を別紙3. のとおり制定すること。
4. 「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」を別紙4. のとおり制定すること。
5. 「国債売買基本要領」（平成11年3月25日付政委第43号別紙1.）を別紙5. のとおり一部改正すること。
6. 「国債売買における売買対象先選定基本要領」（平成11年3月25日付政委第43号別紙2.）を別紙6. のとおり一部改正すること。

7. 「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」(平成14年9月18日付政委第109号別紙2.)を別紙7.のとおり一部改正すること。
8. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却における売却対象先選定基本要領」(平成16年4月9日付政委第37号別紙2.)を別紙8.のとおり一部改正すること。
9. 「資産買入等の基金運営基本要領」(平成22年10月28日付政委第92号別紙1.)、「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入基本要領」(平成22年10月28日付政委第92号別紙2.)、「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」(平成22年10月28日付政委第92号別紙4.)および「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーション基本要領」(平成22年10月28日付政委第92号別紙6.)を本日限りで、「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」(平成22年11月5日付政委第98号別紙1.)を3.に掲げる基本要領の実施日限りで、廃止すること。

廃止する基本要領に基づき、現に、または3.に掲げる基本要領の実施日において保有する資産および未決済の取引については、「国債売買基本要領」、「国庫短期証券売買基本要領」(平成11年10月27日付政委第163号別紙1.)、「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙1.)または「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」に基づくものとして取扱うこと。
10. 「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入における買入対象先選定基本要領」(平成22年10月28日付政委第92号別紙3.)、「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社

債等買入における買入対象先選定基本要領」（平成22年10月28日付政委第92号別紙5.）および「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成22年10月28日付政委第92号別紙7.）を本日限りで、「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」（平成22年11月5日付政委第98号別紙2.）を4.に掲げる基本要領の実施日限りで、廃止すること。

廃止する基本要領に基づき、現に、または4.に掲げる基本要領の実施日において買入対象先等となっている先については、「国債売買における売買対象先選定基本要領」、「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」、「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入における買入対象先選定基本要領」、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成18年4月11日付政委第31号別紙2.）または「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」に基づく売買対象先等として取扱うこと。

- 1 1. 「日本銀行業務方法書」（平成10年3月24日付政第29号別紙3）を別紙9. のとおり一部変更すること。
- 1 2. 3. の実施に関し、日本銀行法（平成9年法律第89号）第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、別紙10. および別紙11. のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること。

以 上

「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、コマーシャル・ペーパーおよび社債等の買入れを行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 買入店

本店（業務局）とする。

3. 買入対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4. 買入対象

CP等（コマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人コマーシャル・ペーパーを除く。）、短期社債、不動産投資法人コマーシャル・ペーパー、短期不動産投資法人債、保証付短期外債、資産担保コマーシャル・ペーパーおよび資産担保短期債券をいう。以下同じ。）および社債等（社債および不動産投資法人債をいう。以下同

じ。)であって以下の要件を満たすもののうち、買入対象とすることが適当でないと認められる特段の事情がないものとする。

(1) 通則

イ、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)に定める適格担保基準を満たすものであること。ただし、格付および残存期間に関し、(2)ないし(7)に定めのある事項については、当該規定の要件を満たすものであること。

ロ、6.に定める入札を実施する日以前に発行されたものであること。

(2) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債

格付について、次のイ、またはロ、を満たしていること。

イ、適格格付機関からa-2格相当以上の格付を取得していること。

ロ、イ、に該当しないコマーシャル・ペーパーまたは短期社債であって、その額面金額または元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業が、適格格付機関からa-2格相当以上の格付を取得していること。

(3) 資産担保コマーシャル・ペーパーおよび資産担保短期債券

適格格付機関からa-1格相当の格付を取得していること。資産担保コマーシャル・ペーパーまたは資産担保短期債券について(1)イ、の基準の充足性を判定する際は、「適格担保取扱基本要領」5.の取引先または取引先の関係企業が保証する債務の取扱いに関する定めを適用しない。

(4) 保証付短期外債

保証企業が適格格付機関からa-2格相当以上の格付を取得していること。

(5) 不動産投資法人コマーシャル・ペーパーおよび短期不動産投資法人債

格付について、次のイ、またはロ、を満たしていること。

イ、適格格付機関から a - 1 格相当の格付を取得していること。

ロ、イ、に該当しない不動産投資法人コマーシャル・ペーパーまたは短期不動産投資法人債であって、その額面金額または元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業が、適格格付機関から a - 2 格相当以上の格付を取得していること。

(6) 社債

格付について、次のイ、またはロ、を満たし、かつ、残存期間が1年以上3年以下であること。

イ、適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得していること。

ロ、イ、に該当しない社債であって、その額面金額または元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業もしくは当該保証企業が発行する社債（保証付社債を除く。）が、適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得していること。

(7) 不動産投資法人債

格付について、次のイ、またはロ、を満たし、かつ、残存期間が1年以上3年以下であること。

イ、適格格付機関から A A 格相当以上の格付を取得していること。

ロ、イ、に該当しない不動産投資法人債であって、その額面金額または元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業もしくは当該保証企業が発行する社債（保証付社債を除く。）が、適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得していること。

5. 一発行体当りの買入残高の上限

一発行体当りの買入残高の上限は、C P 等については1, 0 0 0 億円、社債等については1, 0 0 0 億円とする。ただし、C P 等、社債等のそれ

それぞれについて、買入れの時点において、買入残高が買入毎に本行が別に定める時点における一発行体の総発行残高の2割5分を超えているものについては、買入対象から除外する。

6. 買入方式

買入対象先が売買利回りとして希望する利回りを入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより買入れる方式とする。

7. 買入価格

買入対象先が本行による買入れを希望する証券ごとに、6. に定める方式により決定した売買利回りに基づいて算出した価格とする。

8. 買入日および買入金額等

買入日、買入金額、買入先その他買入れを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して買入れのつど決定するものとする。

(附則)

この基本要領は、本日から実施する。

別紙2.

「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入における買入対象先
選定基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」（平成25年4月4日付政委第47号別紙1.）に規定する買入対象先（以下「買入対象先」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 買入対象先の選定基準等

(1) 買入対象先の選定に当っては、買入対象先となることを希望する先を公募するものとする。

(2) 買入対象先については、(1)の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、本行本店の当座預金取引先であること

ロ、日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること

ハ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

3. 買入対象先の遵守事項等

(1) 買入対象先の公募に際しては、次に掲げる買入対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、本行のコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入に積極的に応札すること

ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 買入対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準に鑑み必要と認められ

る場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この基本要領は、本日から実施する。

別紙 3.

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口（以下「指数連動型上場投資信託受益権等」という。）の買入れ等を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 買入店

本店（業務局）とする。

3. 買入対象

金融商品取引所（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている指数連動型上場投資信託受益権等であって、次に掲げる要件をすべて満たすもののうち、買入対象とすることが適当でないと認められる特段の事情

がないものとする。

- (1) 指数連動型上場投資信託受益権にあつては、東証株価指数（TOPIX）または日経平均株価（日経225）に連動するよう運用されるものであること
- (2) 不動産投資法人投資口にあつては、当該投資口を発行する投資法人の債務が、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）に定める適格担保基準を満たすものであること。また、原則として、金融商品取引所において売買の成立した日数が年間200日以上あり、かつ当該金融商品取引所で行われた年間の売買の累計額が200億円以上であること

4. 買入方式

- (1) 本行が、本行を委託者兼受益者とし、信託銀行（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。以下同じ。）を受託者とする金銭の信託を行い、当該金銭の信託にかかる信託財産として、指数連動型上場投資信託受益権等を買入れる方式とする。
- (2) (1)の受託者は、別に定めるところに従い本行が選定した先とする。
- (3) 指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、市場の状況に応じ、本行が定める基準に従って受託者に進捗させるものとする。

5. 買入価格

原則として、金融商品取引所における売買高加重平均価格または当該価格を目途として受託者が取引する価格とする。

6. 買入限度額

- (1) 指数連動型上場投資信託受益権にあつては、銘柄別の買入限度は、本行による買入れが銘柄毎の時価総額に概ね比例して行われるよう本行が別に定める上限とする。

- (2) 不動産投資法人投資口にあつては、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%以内であつて、本行による買入れが銘柄毎の時価総額に概ね比例して行われるよう本行が別に定める上限とする。

7. 買入れた不動産投資法人投資口の議決権行使

次に掲げる事項を考慮して議決権行使の指針を定め、受託者に当該指針の範囲で善管注意義務に従つて不動産投資法人投資口の議決権を行使させるものとする。

- (1) 議決権行使は本行の経済的利益を増大することを目的として行われること
- (2) 不動産投資法人の投資主の利益を最大にするような投資法人の運営が行われるよう議決権を行使すること

8. 買入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分

- (1) 買入れた指数連動型上場投資信託受益権等について、次の各号に掲げる場合には、これに該当する銘柄の処分を速やかに行うものとする。

イ、買入れた指数連動型上場投資信託受益権等に関し単元未満のものが生じた場合（単元未満である部分の処分に限る。）

ロ、発行済投資口の総数の変動等により、本行の保有する不動産投資法人投資口の銘柄別保有数が、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%を超えた場合（5%を超える部分の処分に限る。）

ハ、金融商品取引所の定めにより監理銘柄または整理銘柄に指定された場合

ニ、公開買付けに応じる場合

- (2) (1) ニ、に定める場合については、次に掲げる事項を考慮して、受託者に公開買付けへの対応に関するガイドラインを作成させ、受託者に当該ガイドラインの範囲で善管注意義務に従つて判断させるものとする。当該ガイドラインは、受託者が本行の個別の指図を求めることなく判断

することを前提とするものでなければならない。

イ、本行の保有する当該銘柄の流動性に配慮すること

ロ、当該銘柄を発行する投資法人の価値の向上に配慮すること

- (3) (1) による処分以外の場合に、指数連動型上場投資信託受益権等の処分を行う場合は、指数連動型上場投資信託受益権等の市場等の情勢を勘案し、適正な対価によるものとする。また、この場合には、次に掲げる事項を考慮して指数連動型上場投資信託受益権等の処分の指針を定め、本行が別に定めるところにより選定する受託者（信託銀行に限る。）に当該指針の範囲で善管注意義務に従って指数連動型上場投資信託受益権等を処分させるものとする。

イ、本行の損失発生を極力回避すること

ロ、本行の指数連動型上場投資信託受益権等の処分により指数連動型上場投資信託受益権等の市場等に攪乱的な影響を与えることを極力回避すること

9. 指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口取引損失引当金

原則として、指数連動型上場投資信託受益権、不動産投資法人投資口それぞれについて、時価の総額が帳簿価額の総額を下回る場合に、その差額に対して上半期末および事業年度末に計上する。

(附則)

1. この基本要領は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」（平成22年10月28日付政委第92号別紙9.の別紙および同別紙10.の別紙）の一部改正に関する日本銀行法（平成9年法律第89号）第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づく財務大臣および金融庁長官の認可を受けることを

条件として、当該認可を受けた日から実施する。

2. 4. (3) に定める基準その他この基本要領の実施にあたり必要となる事項については、総裁が定める。

別紙 4.

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の 受託者選定基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成25年4月4日付政委第47号別紙3.）に定める信託の受託者（以下「受託者」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 受託者の選定方法

- (1) 受託者の選定にあたっては、受託者となることを希望する者を公募する。
- (2) 受託者は、一般競争入札方式により選定する。

3. 受託者の選定基準

- (1) 受託者は、2. (1) の公募に応じた者であって、次に掲げる要件を満たす者に限る。

イ、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43

- 号) 第1条第1項の認可を受けて信託業務を営む銀行であること
- ロ、本行本店の当座預金取引先であること
- ハ、銀行法（昭和56年法律第59号）第14条の2に掲げる基準に基づいて算出された連結および単体自己資本比率が、基準時点（受託者の選定を行う日（以下「選定日」という。）の直近の決算期末（中間期末を含む。以下同じ。）をいう。ただし、受託者の選定の応募締切日において直近の決算期末の当該計数が判明していない場合には、当該計数が判明している直近の決算期末とする。以下同じ。）において、国際統一基準が適用される先については普通株式等 Tier 1 比率 4.5%以上、Tier 1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準が適用される先については 4%以上であること。ただし、考査等から得られた情報に照らし、同水準が一時的なものと認められるとき、当該基準時点以降の状況変化により信用力に問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときはこの限りでない。
- ニ、基準時点において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として所有する株式（他の法人に対する再信託または他の法人との共同での受託により当該他の法人に資産管理が委託されている株式を含む。）の貸借対照表価額の合計額が、5,000億円以上であること
- ホ、選定日を含む年度の前年度の4月1日以降、監督官庁による行政処分を受けていないこと（行政処分の内容および処分の対象となった法令違反行為の内容等に照らし、本行が、審査の結果、受託者とすることが不相当でないと認めた場合を除く。）
- ヘ、本件の受託業務を円滑かつ適正に遂行できる体制が整っていると認められること
- (2) 二者が共同して本件の受託業務を受託する場合には、いずれの共同受託者においても(1)に掲げる要件を満たさなければならない。

- (3) 受託者が本件の受託業務の一部を再信託する場合には、再信託の受託者においても(1)に掲げる要件を満たさなければならない。

4. 信託契約

- (1) 受託者との間で、本行を委託者兼受益者とする信託契約を締結する。
- (2) (1)に定める信託契約の契約期間(契約期間を延長するときは、延長後の通算の契約期間をいう。以下同じ。)は、3年を超えないものとする。
- (3) (1)に定める信託契約の契約期間の満了時において、指数連動型上場投資信託受益権または不動産投資法人投資口を保有すると見込まれる場合には、あらためて受託者を選定する。

5. 信託の終了

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、本行は信託を終了し、速やかに新たな受託者を選定することができる。

- (1) 受託者または再信託の受託者が3.に定める要件を満たさなくなったとき
- (2) 受託者が本行との契約に違反したとき
- (3) 受託者が本件の受託業務を正確かつ迅速に履行していないと本行が認めたとき
- (4) その他契約を継続し難い事由があると本行が認めたとき

(附則)

- 1. この基本要領は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」(平成25年4月4日付政委第47号別紙3.)の実施日から実施する。

2. 3. (1) ハ、に定める自己資本比率は、普通株式等 Tier 1 比率については、平成 26 年 3 月 30 日までの間は 3.5%以上、平成 26 年 3 月 31 日から平成 27 年 3 月 30 日までの間は 4%以上とし、Tier 1 比率については、平成 26 年 3 月 30 日までの間は 4.5%以上、平成 26 年 3 月 31 日から平成 27 年 3 月 30 日までの間は 5.5%以上とする。

別紙 5.

「国債売買基本要領」中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 売買対象

次の (1) および (2) に掲げる国債とする。

(1) 変動利付国債および物価連動国債以外の利付国債~~（発行後 1 年以内のもののうち発行年限別の直近発行 2 銘柄を除く。）~~

(2) 変動利付国債および物価連動国債~~（それぞれにつき、発行後 1 年以内のものうち発行年限別の直近発行 2 銘柄を除く。）~~

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 6.

「国債売買における売買対象先選定基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先の選定頻度

(1) 売買対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(2) (1)に加えて、売買対象先を追加する選定を随時実施することができるものとする。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 7.

「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先の選定頻度

(1) 売買対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(2) (1)に加えて、売買対象先を追加する選定を随時実施することができるものとする。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙8.

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却における売却対象先選定基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売却対象先の選定頻度

(1) 売却対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(2) (1)に加えて、売却対象先を追加する選定を随時実施することができるものとする。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「日本銀行業務方法書」中一部変更

- 第九条の三を横線のとおり改める。

(有価証券を担保とする公開市場操作としての貸付け)

第九条の三 当銀行は、第六条第一項第二号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、手形、国債その他の有価証券を担保とする公開市場操作としての貸付け~~(第五十一条に規定する資産買入等の基金の運営として行う公開市場操作としての貸付けを除く。)~~を行う。

以下略 (不変)

- 第十三条を横線のとおり改める。

(国債の売買)

第十三条 当銀行は、第六条第一項第三号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、国債(国庫短期証券を除く。以下この節において同じ。)の売買~~(第五十二条に規定する資産買入等の基金の運営として行う利付国債の買入れを除く。)~~を行う。

一 略 (不変)

二 売買の対象となる債券の種類

売買の対象となる債券は、次に掲げる国債とする。

イ 変動利付国債及び物価連動国債以外の利付国債~~(発行後一年以内の利付国債のうち発行年限別の直近発行三銘柄を除く。)~~

ロ 変動利付国債及び物価連動国債~~(それぞれにつき、発行後一年以~~

~~内の利付国債のうち発行年限別の直近発行三銘柄を除く。~~

三 略（不変）

- 第十四条を横線のとおり改める。

（国庫短期証券の売買）

第十四条 当銀行は、第六条第一項第三号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、国庫短期証券の売買（第五十二条に規定する資産買入等の基金の運営として行う国庫短期証券の買入れを除く。）を行う。

以下略（不変）

- 第十六条を横線のとおり改める。

（コマーシャル・ペーパー等及び社債等の買入れ）

第十六条 削除当銀行は、第六条第一項第三号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、コマーシャル・ペーパー、短期社債、短期不動産投資法人債、保証付短期外債及び資産担保短期債券（以下この条において「コマーシャル・ペーパー等」という。）並びに社債及び不動産投資法人債（以下この条において「社債等」という。）の買入れを行う。

一 相手方

買入れの相手方は、金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社又は短資業者であつて、当銀行と当座預金取引を有する者のうち、当銀行が第一条の目的を達成するため適当と認めるものとする。

二 買入れの対象となるコマーシャル・ペーパー等及び社債等

コマーシャル・ペーパー等及び社債等のうち当銀行が適当と認める

ものを、買入れの対象とする。

三 買入れの価格

買入れの価格は、金融市場の情勢を勘案して定める。

四 発行体別の買入れの残高の上限

発行体別の買入れの残高は、コマーシャル・ペーパー等については千億円、社債等については千億円を上限とする。ただし、コマーシャル・ペーパー等、社債等のそれぞれについて、買入れの時点において、買入残高が買入れ毎に当銀行が適当と認める時点における一発行体の総発行残高の二割五分を超えているものについては、買入対象から除外する。

- 第四十九条の六を横線のとおり改める。

(指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等)

第四十九条の六 当銀行は、第四十八条に規定する業務として、第五十四条次の各号に定めるところにより、指数連動型上場投資信託受益権及び不動産投資法人投資口（以下この条において「指数連動型上場投資信託受益権等」という。）の買入れ等を行う。

一 買入れの対象となる指数連動型上場投資信託受益権等

イ 指数連動型上場投資信託受益権にあつては、金融商品取引所に上場されているもののうち、株式市場全体への波及効果及び当銀行の財務の健全性確保の観点から連動する指数の種類及び市場の流通性等を考慮して当銀行が適当と認めるものとする。

ロ 不動産投資法人投資口にあつては、金融商品取引所に上場されているもののうち、当銀行の財務の健全性確保の観点から不動産投資法人投資口を発行する投資法人の信用力及び市場の流通性等を考慮して当銀行が定める基準を満たすものとする。

二 買入れの方式

買入れは、当銀行を委託者兼受益者とし、信託銀行のうち当銀行が
適当と認めるものを受託者とする信託を行い、当該信託に係る信託財
産として指数連動型上場投資信託受益権等を買入れる方式により行
う。

三 買入れの価格

買入れの価格は、原則として、金融商品取引所における売買高加重
平均価格又は当該価格を目途として受託者が取引する価格とする。

四 買入れの限度

イ 買入れの対象となる指数連動型上場投資信託受益権別の買入限度
は、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から、当銀行が指数連動
型上場投資信託受益権別の上限を定める場合には、当該上限に達す
るまでとする。

ロ 買入れの対象となる不動産投資法人投資口別の買入限度は、当銀
行の保有する当該投資口の数が発行済投資口の百分の五に達するま
でとする。ただし、発行済投資口の百分の五を超えない場合であっ
ても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から当銀行が不動産投
資法人投資口別の上限を定める場合には、当該上限に達するまでを
買入限度とする。

五 買入れた不動産投資法人投資口の議決権行使

買入れた不動産投資法人投資口の議決権行使については、次に掲
げる事項を考慮してその指針を定め、信託銀行のうち当銀行が適当と
認めるものに、当該指針の範囲で善管注意義務に従ってこれを行わせ
る。

イ 議決権行使は当銀行の経済的利益を増大することを目的として行
われること

ロ 不動産投資法人の投資主の利益を最大にするような投資法人の運営が行われるよう議決権を行使すること

六 買い入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分

買い入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分を行う際は、指数連動型上場投資信託受益権等の市場等の情勢を勘案し、適正な対価によるものとする。また、次に掲げる事項を考慮して指数連動型上場投資信託受益権等の処分の指針を定め、信託銀行のうち当銀行が適当と認めるものに、当該指針の範囲で善管注意義務に従って処分を行わせる。

イ 当銀行の損失発生を極力回避すること

ロ 当銀行の指数連動型上場投資信託受益権等の処分により指数連動型上場投資信託受益権等の市場等に攪乱的な影響を与えることを極力回避すること

○ 第十三章を横線のとおり改める。

第十三章 資産買入等の基金の運営 削除

—(資産買入等の基金)—

第五十条 当銀行は、資産買入等の基金（第一条の目的を達成するため、長めの市場金利の低下と各種リスク・プレミアムの縮小を促す観点から行う手形、国債その他の有価証券を担保とする公開市場操作としての貸付け及び資産の買入に用いる基金をいう。以下同じ。）において、次条に定める公開市場操作としての貸付け及び第五十二条から第五十四条までに定める資産の買入を行う。削除

2—前項に定める資産の買入における買入対象資産は、以下のうち当銀行が適当と認めるものとする。

一 利付国債

~~二 国庫短期証券~~

~~三 コマーシャル・ペーパー、短期社債、短期不動産投資法人債、保証付短期外債及び資産担保短期債券（以下この章において「コマーシャル・ペーパー等」という。）~~

~~四 社債及び不動産投資法人債（以下この章において「社債等」という。）~~

~~五 指数連動型上場投資信託受益権~~

~~六 不動産投資法人投資口~~

~~3 第一項に規定する公開市場操作としての貸付けの残高は二十五兆円程度、資産の買入れの残高は七十六兆円程度を上限とし、前項に規定する買入対象資産ごとの買入残高の上限は次に掲げるとおりとする。~~

~~一 利付国債 四十四兆円程度~~

~~二 国庫短期証券 二十四兆五千億円程度~~

~~三 コマーシャル・ペーパー等 二兆二千億円程度~~

~~四 社債等 三兆二千億円程度~~

~~五 指数連動型上場投資信託受益権 二兆千億円程度~~

~~六 不動産投資法人投資口 千三百億円程度~~

~~4 第一項に規定する公開市場操作としての貸付け及び資産の買入れは、平成二十五年末までを目途に、前項に定める残高の上限に達するように実施し、平成二十六年一月以降は、前項の規定にかかわらず、毎月、別に定める金額の貸付け及び買入れを行う。~~

~~（資産買入等の基金の運営として行う公開市場操作としての貸付け）~~

第五十一条 当銀行は、資産買入等の基金において、第六条第一項第二号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、手形、国債その他の有価証券を担保とする公開市場操作としての貸付けを行う。 削除

~~一 相手方~~

~~貸付けの相手方は、金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社、短資業者その他の者であつて、当銀行と当座預金取引を有する者のうち、当銀行が第一条の目的を達成するため適当と認めるものとする。~~

~~二 担保の種類~~

~~貸付けを行うに当つては、担保として、第九条第三号に掲げる有価証券のうち当銀行が適当と認めるものを徴求する。~~

~~三 貸付期間~~

~~貸付期間は、最長六ヶ月程度とする。~~

~~四 貸付利率~~

~~貸付利率は、金融市場の情勢を勘案して定める。~~

~~五 利息の徴収~~

~~貸付けを行う場合は、前号の規定により定める貸付利率によって、貸付けの日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法によって、利息を徴収する。~~

~~(資産買入等の基金の運営として行う利付国債及び国庫短期証券の買入れ)~~

~~第五十二条 当銀行は、資産買入等の基金において、第六条第一項第三号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、利付国債及び国庫短期証券の買入れを行う。 削除~~

~~一 相手方~~

~~買入れの相手方は、金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社又は短資業者であつて、当銀行と当座預金取引を有する者のうち、当銀行が第一条の目的を達成するため適当と認めるものとする。~~

~~二 買入れの対象となる利付国債及び国庫短期証券の種類~~

~~買入れの対象となる利付国債及び国庫短期証券は、利付国債（残存期間が一年以上三年以下の銘柄に限る。）及び国庫短期証券とする。~~

~~三 買入れの価格~~

~~買入れの価格は、金融市場の情勢を勘案して定める。~~

~~四 買入れの残高の上限~~

~~第五十条に定めるところによる。~~

~~（資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパー等及び社債等の買入れ）~~

~~第五十三条 当銀行は、資産買入等の基金において、第六条第一項第三号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、コマーシャル・ペーパー等及び社債等の買入れを行う。 削除~~

~~一 相手方~~

~~買入れの相手方は、金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社又は短資業者であつて、当銀行と当座預金取引を有する者のうち、当銀行が第一条の目的を達成するため適当と認めるものとする。~~

~~二 買入れの対象となるコマーシャル・ペーパー等及び社債等~~

~~コマーシャル・ペーパー等及び社債等のうち当銀行が適当と認めるものを、買入れの対象とする。~~

~~三 買入れの価格~~

~~買入れの価格は、金融市場の情勢を勘案して定める。~~

~~四 買入れの残高の上限等~~

~~イ コマーシャル・ペーパー等及び社債等の買入れの残高の上限は、第五十条に定めるところによる。~~

~~ロ 発行体別の買入れの残高は、コマーシャル・ペーパー等について~~

~~は千億円、社債等については千億円を上限とする。ただし、コマーシャル・ペーパー等、社債等のそれぞれについて、買入れの時点において、買入残高が買入れ毎に当銀行が適当と認める時点における一発行体の総発行残高の二割五分を超えているものについては、買入対象から除外する。~~

~~（資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等）~~

~~第五十四条 当銀行は、資産買入等の基金において、第四十九条の六に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、指数連動型上場投資信託受益権及び不動産投資法人投資口（以下「指数連動型上場投資信託受益権等」という。）の買入れ等を行う。 削除~~

~~一 買入れの対象となる指数連動型上場投資信託受益権等~~

~~イ 指数連動型上場投資信託受益権にあつては、金融商品取引所に上場されているもののうち、株式市場全体への波及効果及び当銀行の財務の健全性確保の観点から連動する指数の種類及び市場の流通性等を考慮して当銀行が適当と認めるものとする。~~

~~ロ 不動産投資法人投資口にあつては、金融商品取引所に上場されているもののうち、当銀行の財務の健全性確保の観点から不動産投資法人投資口を発行する投資法人の信用力及び市場の流通性等を考慮して当銀行が定める基準を満たすものとする。~~

~~二 買入れの方式~~

~~買入れは、当銀行を委託者兼受益者とし、信託銀行のうち当銀行が適当と認めるものを受託者とする信託を行い、当該信託にかかる信託財産として指数連動型上場投資信託受益権等を買入れ方式により行う。~~

~~三 買入れの価格~~

~~買入れの価格は、原則として、金融商品取引所における売買高加重~~

~~平均価格または当該価格を目途として受託者が取引する価格とする。~~

~~四 買入れを行う期間~~

~~買入れは、平成三十五年末までを目途に行う。~~

~~五 買入れの限度~~

~~イ 指数連動型上場投資信託受益権等の買入れの残高の上限は、第五十条に定めるところによる。~~

~~ロ 買入れの対象となる指数連動型上場投資信託受益権別の買入限度は、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から、当銀行が指数連動型上場投資信託受益権別の上限を定める場合には、当該上限に達するまでとする。~~

~~ハ 買入れの対象となる不動産投資法人投資口別の買入限度は、当銀行の保有する当該投資口の数が発行済投資口の百分の五に達するまでとする。ただし、発行済投資口の百分の五を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から当銀行が不動産投資法人投資口別の上限を定める場合には、当該上限に達するまでを買入限度とする。~~

~~六 買い入れた不動産投資法人投資口の議決権行使~~

~~買い入れた不動産投資法人投資口の議決権行使については、次に掲げる事項を考慮してその指針を定め、信託銀行のうち当銀行が適当と認めるものに、当該指針の範囲で善管注意義務に従ってこれを行わせる。~~

~~イ 議決権行使は当銀行の経済的利益を増大することを目的として行われること~~

~~ロ 不動産投資法人の投資主の利益を最大にするような投資法人の運営が行われるよう議決権を行使すること~~

~~七 買い入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分~~

~~買い入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分を行う際は、指数連動型上場投資信託受益権等の市場等の情勢を勘案し、適正な対価によるものとする。また、次に掲げる事項を考慮して指数連動型上場投資信託受益権等の処分の指針を定め、信託銀行のうち当銀行が適当と認めるものに、当該指針の範囲で善管注意義務に従って処分を行わせる。~~

~~イ 当銀行の損失発生を極力回避すること~~

~~ロ 当銀行の指数連動型上場投資信託受益権等の処分により指数連動型上場投資信託受益権等の市場等に攪乱的な影響を与えることを極力回避すること~~

(附則)

この業務方法書の一部変更は、本日から実施する。

別紙 10.

(財務大臣宛認可申請書)

政第 号

平成 25 年 月 日

財務大臣 麻生 太郎 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

量的・質的金融緩和の導入に伴い、平成22年10月28日付財理第4641号・金総第3907号認可、平成23年3月15日付財理第1162号・金総第1060号認可、平成23年8月5日付財理第3654号・金総第3373号認可、平成24年5月1日付財理第2139号・金総第1908号認可および平成24年10月31日付財理第5113号・金総第4773号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第43条第1項ただし書の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

別 紙

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

○ 4. を横線のとおり改める。

4. ~~買入れを行う期間~~

~~指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、認可取得の目から平成25年末までを目途に行い得るものとする。~~ 削除

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

(1) ~~指数連動型上場投資信託受益権の買入残高の総額は2兆1,000億円程度を限度とする。~~指数連動型上場投資信託受益権の買入れは、本行の保有残高が、年間約1兆円に相当するペースで増加するよう行う。またただし、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(2) ~~不動産投資法人投資口の買入残高の総額は1,300億円程度を限度とする。~~不動産投資法人投資口の買入れは、本行の保有残高が、年間約300億円に相当するペースで増加するよう行う。またただし、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%とする。ただしまた、発行済投資口の総数の5%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(3) 略（不変）

別紙 1 1 .

(金融庁長官宛認可申請書)

政 策 第 号

平成 2 5 年 月 日

金融庁長官 畑中 龍太郎 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

量的・質的金融緩和の導入に伴い、平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日付財理第 4 6 4 1 号・金総第 3 9 0 7 号認可、平成 2 3 年 3 月 1 5 日付財理第 1 1 6 2 号・金総第 1 0 6 0 号認可、平成 2 3 年 8 月 5 日付財理第 3 6 5 4 号・金総第 3 3 7 3 号認可、平成 2 4 年 5 月 1 日付財理第 2 1 3 9 号・金総第 1 9 0 8 号認可および平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日付財理第 5 1 1 3 号・金総第 4 7 7 3 号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 4 3 条第 1 項ただし書および同法第 6 1 条の 2 の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

- 4. を横線のとおり改める。

4. ~~買入れを行う期間~~

~~指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、認可取得の日から平成25年末までを目途に行い得るものとする。~~ 削除

- 5. を横線のとおり改める。

5. ~~買入限度額等~~

- (1) ~~指数連動型上場投資信託受益権の買入残高の総額は2兆1,000億円程度を限度とする。~~ 指数連動型上場投資信託受益権の買入れは、本行の保有残高が、年間約1兆円に相当するペースで増加するよう行う。またただし、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。
- (2) ~~不動産投資法人投資口の買入残高の総額は1,300億円程度を限度とする。~~ 不動産投資法人投資口の買入れは、本行の保有残高が、年間約300億円に相当するペースで増加するよう行う。またただし、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%とする。ただしまた、発行済投資口の総数の5%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集

中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入
限度とする。

(3) 略 (不変)

(2) 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」
等の一部改正に関する件（平成 25 年 4 月 4 日決定）

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」等
の一部改正に関する件

(案 件)

被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション等を活用することにより、引き続き、被災地金融機関における復旧・復興に向けた資金需要への対応を支援するとともに、被災地金融機関の資金調達余力を確保する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成 23 年 4 月 28 日付政委第 36 号別紙 1.）を別紙 1. のとおり一部改正すること。
2. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成 23 年 4 月 28 日付政委第 36 号別紙 2.）を別紙 2. のとおり一部改正すること。
3. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（平成 23 年 4 月 28 日付政委第 36 号別紙 3.）を別紙 3. のとおり一部改正すること。

以 上

別紙 1.

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」中
一部改正

○ 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期間

平成~~25~~26年4月30日までとする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. この基本要領は、本日から実施し、平成~~25~~26年4月30日をもって
廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについて
は、なお従前の例による。

2. 略（不変）

別紙 2.

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける
貸付対象先選定基本要領」中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~25~~26年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙3.

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」中
一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、平成23年5月31日までの別に定める日から実施し、平成~~26~~27年4月30日をもって廃止する。